

令和8年度座間市消防本署感染症対策事業

仕様書

I 総則

本仕様書は、座間市（以下「発注者」という。）が令和8年度座間市消防本署感染症対策事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、最低限満たさなければならない水準を示すものである。

1 事業目的

本事業は、対象施設における感染症対策の機能向上を行い、消防吏員の健康状態の安全を確保し、救急業務への支障を低減することを目的とする。

2 事業方針

本事業は、早期に消防吏員の感染症対策を行う為に、民間事業者の経験や知見を最大限に活用し、最も効果的な手法の企画提案を求めるものとする。

3 事業場所

- (1) 施設名 座間市消防本署
- (2) 所在地 座間市相武台一丁目48番1号

4 事業範囲

本事業は次の事業を行う。

- (1) 企画提案作成業務
- (2) 事業実施業務

5 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせることを。

また、関係法令等は最新版を適用するものとする。

6 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは次のとおり。

表：事業スケジュール

スケジュール	内容
令和8年12月上旬	契約（予定）
令和8年12月中旬	企画書類完成
令和8年12月中旬～令和9年3月中	事業実施
令和9年3月28日まで	検査・引渡し

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日から、令和9年3月28日までとする。

7 提出書類

別紙のとおり

8 貸与する資料

発注者が所有している資料で、貸与するものは「表：貸与資料一覧」のとおりとし、本事業以外の目的に使用してはならない。この他、本事業遂行に必要な資料の収集、調査等は事業者が行うこと。

表：貸与資料一覧

資料名	備 考
座間市消防本署	建築図 電気設備図 機械設備図

なお、貸与する資料は参考とし、その内容は発注者が保証するものではない。

発注者が貸与する全ての資料は本事業を遂行するためのものであり、その取り扱いは十分注意すること。

8 その他

受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上、決定する。

II 企画提案条件

1 基本事項

(1) 業務範囲

- ・事業者は、本仕様書、提案書に基づき、企画提案を行う。
- ・業務対象範囲は、所在地 3F 座間市消防本署フロアを対象とする。

(2) 実施体制

事業者は、企画提案業務を管理する責任者を配置し、発注者に通知する。

2 企画提案業務の基本方針

(1) 現状について

- ・現在使用している施設は、平成 29 年に竣工した施設である。
- ・同建築物には、座間市消防本部（4F フロア）と座間市消防本署（3F フロア）が集約されている。
- ・座間市消防本署が設置されている 3F フロアには、消防吏員のみが利用する仮眠室等の区域が存在しており、本事業の対象区域は、消防吏員のみの利用する区域とする。
- ・消防吏員の勤務状況については、隔日勤務制（24 時間の 2 交替勤務制）勤務にあたる消防吏員は、1 当直 25 名程度で 8：30 から翌日の 8：30 までの勤務となっている。
- ・仮眠室等の区域には、仮眠室 38 部屋のほか、女性更衣室、食堂兼待機室、トレーニング室等が配置されており、消防吏員が業務時間に応じて利用している。
- ・日中の仮眠室の利用については、出勤する消防吏員と非直となる消防吏員が着替えをする 7：30～8：45 の時間帯がピークとなっており、そのほか 12：00～13：00 の休憩・休息時間に利用している状況となっている。
- ・3F フロアの消防吏員は、24 時間の勤務の中で災害指令放送を受け災害出動をしており、その際、消防車両車庫等が配置されている 1F フロアへ 3F フロアの廊下及び階段を動線として出動をしている。

(2) 企画提案業務の基本方針

本事業は、対象区域の感染症対策改善を目的としている。

また、国が東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のために、創設をし推進している緊急防災・減災事業債の対象事業であることを考慮した提案内容とする。

(3) 企画提案の妥当性

本事業の基本方針を理解し、国の推進内容と合致する企画提案とすると共に、対象施設に負担が少なく、令和 8 年度中に、確実に事業が完了できる妥当性の高い企画提案とすること。

本事業は、公募型プロポーザルで実施することを踏まえ、即効性や事業実施効果を優先するものとし、単に物品の導入や清掃等のみの提案等は対象外とする。

3 企画提案業務の要求水準

- (1) 提案内容について
従事者の感染症対策のための提案とすること。
- (2) 感染症対策
対策が見込める内容を具体的な室名等を表記の上、的確に提案すること。
- (3) 機能向上期間
中期的（５年以上）に活用が可能かつ効果が見込める提案とすること。
- (4) 提案価格
受注後に提案上限額を超える企画提案を行わないこと。

Ⅲ 事業実施要求水準

1 基本事項

- (1) 企画提案内容を実現するために必要な業務を行うものとするが、附帯して届出等が必要な場合には、発注者の承諾を受けて行う事とする。
- (2) 事業実施に係る手法については、指定しないものとする。ただし、事業手法により、別途法令等の適用が生じる場合には、受注者の責において行うものとする。
- (3) 事業実施対象部分は、企画提案業務の基本方針に沿って提案を行うこととするが、提案上限額に起因する等により、全ての内容を網羅する必要はないものとする。

2 事業実施条件

- (1) 事業実施期間中も救急業務を行っていることから、業務に支障が無いように実施することを十分に理解すること。
- (2) 平日及び休日においても、緊急車両や消防吏員の出入りが頻繁にあることを十分に理解すること。
- (3) 本事業は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、総務省が定める地方債運用基準等に明記されている条件等を十分に理解すること。
- (4) 本事業が、国の会計検査等の対象となりえることから、事業実施内容については、市の監督員の指示による資料作成等を行う必要があることを十分に理解すること。

3 現場作業日・作業時間

- (1) 作業日・作業時間については、施設に支障がない範囲とし、原則、次のとおりとする。
- (2) 作業時間は概ね午前８時３０分から午後５時００分とするが、発注者と協議して決定する。
- (3) 夜間は原則認めないが、やむを得ない場合は、近隣に配慮し、発注者と協議して決定する。
車両の通行及び駐車については、発注者と協議の上、施設利用者に影響がないよう十分に配慮すること。
- (4) 上記以外に作業が必要となる場合は、発注者と協議して決定する。

4 安全管理

- (1) 施設利用者の安全確保を最優先とすること。
- (2) 作業期間中に消防吏員が作業範囲に立ち入らないよう、容易に判別できよう配慮すること。
また、期間中における発注者との連絡体制を整えること。

5 写真

事業者は、作業前、作業中、完成等が容易に分かるよう、作業実施状況を適宜写真撮影すると

共に、完成時に提出すること。

6 コスト管理

原則、契約金額を超えることはできない。ただし、受注者の責によらない場合を除く。